

令和8年第2回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和8年2月18日（水） 16時30分開会  
17時18分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一  
教育長職務代理者 古賀清彦  
委 員 廣田敬子  
委 員 仁田千都子  
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員  
教育次長 荒木 隆  
学校教育課理事 鳥山勝美  
教育総務課長 久原和彦  
生涯学習課長 中尾盛雄  
教育総務課係長 川口佳子

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第5号 学校体育施設の使用に関する規則の一部改正について

議案第6号 学校体育施設の使用規程の全部改正について

議案第7号 長与町図書館システム導入業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱  
について

議案第8号 複合施設「ホンテラッセ長与」条例について

6. その他

(1) 令和8年度予算、主要な施策について

閉会

○荒木教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和8年第2回定例教育委員会を開会いた

します。

はじめに、金崎教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○金崎教育長

(教育長 挨拶)

○荒木教育次長

次に、1月30日に開催いたしました、教育委員会の会議録につきまして御承認をお願いいたします。

御承認頂けますでしょうか。

ありがとうございました。

令和8年第1回定例教育委員会会議録につきましては承認されました。

続きまして、次第4、報告でございます。

はじめに、教育総務課です。

2月18日、本日、定例教育委員会となっております。

次に、学校教育課です。

2月3日、長与町あたらしい学校づくり検討委員会を開催しております。本町初の義務教育学校開設に向け、また子どもたちに最適な授業時数への見直しなど、2年間にわたり熱心かつ慎重なご審議をいただいた本委員会も最後の開催となり、高田中学校の校長から高田学園の開校要覧が示され、高田学園の教育活動の概要、並びに設立に至るまでの歩みが紹介されました。

委員の皆さまからは、「高田の未来を語る会」を中心とした教職員や児童生徒、PTA、地域住民といった関係者への労いや敬意、「高田学園」に期待する声を数多くいただいたところでございます。

12日には、長与町教育講演会を開催いたしました。講師として「山陰パナソニック代表取締役社長 渡部幸太郎様」、「東京学芸大学教育学部人文科学講座准教授 小西公大様」を招聘し、これからの社会を子どもたちが主体的に生き抜くために必要とされる資質能力や、そのために学校教育に期待することなどをビジネスの立場や変人類学の観点から紐解いていただきました。

グループ協議も白熱し、町立学校の教職員にとって、これまでの教育観を見つめ直し、アップデートを図る良い機会となりました。

次に、生涯学習課です。

2月6日に長与町図書館協議会、17日に長与町スポーツ振興審議会が開催され、今年度における事業報告や令和8年度の事業計画案についてそれぞれ承認されました。

また、16日の平和コンサート in ながよ実行委員会では、来年度の平和コンサートについて協議が行われております。

以上が、教育行政報告になります。

2点目の学校事故及び3点目の委任事項につきましては、報告すべき重要事項等はありません。

ここまでで、御質問等ございませんでしょうか。

それでは次第5、議事に移りたいと思います。

議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

○金崎教育長

議案第5号「学校体育施設の使用に関する規則の一部改正について」の提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長。

○荒木教育次長

議案第5号「学校体育施設の使用に関する規則の一部改正について」提案理由を申し上げます。

資料は3ページからになります。

スポーツ施設の利便性向上を図るため、この度、利用者のスマートフォンで施設の鍵を開け閉めできるスマートロックシステムを導入いたします。

また、4月からは高田学園が開校することとなっており、学校体育施設の使用に関し必要な改正を行うものでございます。

主な内容は、スマートロックの導入に伴い学校体育施設の管理人を廃止するもの、及び義務教育学校の設置に伴い、施設の種類から「高田小学校」と「高田中学校」を削り、新たに「高田学園」を設けるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○金崎教育長

中尾生涯学習課長。

○中尾生涯学習課長

それでは体育学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

3ページからになりますが詳細につきましては、7ページからの新旧対照表で御説明したいと思います。

今回の規則の改正につきまして、変更2点以外では、文言の整理として、教育長を執行機関である教育委員会に変更するものが多くあります。

御説明の中で文言整理の一部として統一、表現をさせていただきたいと思っております。

まず、旧規則第3条の削除、こちらは、先ほど提案理由にもありましたス

スマートロックの導入に伴う管理人制度をなくすものになります。

改正後の第3条では、高田学園の追加と文言整理として、位置について全て「長与町」を表記するとともに、住所の正式な表記である「番地」を挿入するものになります。

第4条、5条は文言整理となります。

次のページになります。

第6条第1項もこちらは文言整理となります。

同条の第3項では、町立学校の児童及び生徒の学校行事等での利用の場合には、施設使用を優先することを新設しております。

第7条、第8条は文言の整理になります。

第9条では、施設の使用申込みは原則7日前までに申し込むことに統一するということと文言整理となります。

第10条から第12条までは、基本的な文言整理となります。

次の別表につきましては、内容自体は大きな変更はありません。

義務教育学校の設置等に伴うものと、通常 of 文言整理ということになります。

以上、説明となります。御審議よろしくお願ひいたします。

○金崎教育長

では議案第5号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

議案第6号、学校体育施設の使用規定の全部改正についての提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長。

○荒木教育次長

議案第6号「学校体育施設の使用規程の全部改正について」提案理由を申し上げます。

資料は15ページからになります。

本議案もスマートロックの導入に伴い、学校体育施設の管理人を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○金崎教育長

中尾生涯学習課長。

○中尾生涯学習課長

それでは学校体育施設の使用規定の御説明をしたいと思います。

まず、前段といたしまして、本規程につきましては提案理由のスマートロ

ック導入に伴う施設管理の廃止するものに加えまして、従前の規定が全体的に誤字や表現の誤りが多く、また条ごとに適切な見出しがありませんでした。

そのため例規として修正が必要と判断をしたため、今回、条文の整理を含めまして、全部改正を行うものであります。

16ページをお願いします。

順に御説明します。

まず第1条では、体育館、運動場及び夜間照明の使用に関し、必要な事項を定めるものとして、本規則の趣旨の説明をしております。

第2条の施設使用の日時については文言整理のみです。

第3条では、通常にわたって挙げられておりました、使用上の注意、これを共通事項と施設ごとの個別事項として定めております。

内容につきましては特段の変更はありません。

同条の第2項では、施設整備備品の破損、亡失時の報告義務を追加しております。

第4条では、児童生徒の使用につきましては、各学校の内部規定によるものと定めています。

以上規定の説明となります。よろしく申し上げます。

○金崎教育長

議案第6号についての質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第7号「長与町図書館システム導入業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱について」の提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長。

○荒木教育次長

議案第7号「長与町図書館システム導入業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱について」提案理由を申し上げます。

資料は19ページからになります。

現行システムのサポート終了に伴い、新図書館システム導入にかかる業務委託事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、選定を厳正かつ公平に行うため、長与町図書館システム導入業務委託プロポーザル選定委員会を設置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○金崎教育長

中尾生涯学習課長。

○中尾生涯学習課長

それでは長与町図書館システム導入業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱について御説明をいたします。

20ページをお願いいたします。

第1条では、図書館システム導入を選定するにあたり、厳正かつ公正に行うため、長与町図書館システム導入業務委託プロポーザル選定委員会を設置することとしております。

第2条では、評価の方法及び基準の決定、事業者から提出された企画提案書等の書類の審査及び評価並びに事業者の選定、その他事業者の選定に関し必要な事項を委員会が審議することとしております。

第3条ではプロポーザル委員会のメンバーを、第4条では組織構成及び役割を規定しております。

第5条では、会議開催事項及び議事的意思決定等を規定しております。

第6条では、委員会は非公開を原則とすること。審査結果は、事業者選定後に公表することを規定しております。

第7条では、委員会庶務について、第8条では、委員会運営の必要事項は、委員長が会議に諮って別に定めることとして規定をしております。

以上要綱の説明となります。よろしく申し上げます。

○金崎教育長

議案第7号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

○金崎教育長

続きまして、議案第8号「複合施設『ホンテラッセ長与』条例について」の提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長。

○荒木教育次長

議案第8号「複合施設『ホンテラッセ長与』条例について」提案理由を申し上げます。

長与町図書館と健康センターの複合施設である「ホンテラッセ長与」の開館にあたり、本条例（案）について、本年3月開会の長与町議会定例会への上程が予定されております。

資料24ページをご覧ください。

この条例は、目次にあるように、複合施設全体をひとつにまとめ、総則として全体に関わるものを規定したうえで、1階の交流エリア・健康センター、2階の図書館についてそれぞれの設置目的や実施する事業などを規定する構成となっています。

このうち、教育委員会に関係する部分について、掻い摘んでご説明いたします。

第1条では、この施設が「学び・育み・ふれあいの拠点」となることを目的としています。

第2条では複合施設の名称と場所を、第5条にはそれぞれの施設ごとの開館時間を規定しています。図書館は、平日午前10時から午後8時まで、休日午前10時から午後5時まで、休館日は（次のページ）施設統一で月曜日、8月14・15日のお盆期間、12月28日から翌年1月4日までの年末年始となっております。なお、図書整理日や蔵書整理期間など、管理運営上必要があるときは休館にすることができるとしています。

第6条は、使用にふさわしくないものについて、施設の使用制限を規定しています。

すこし飛びまして、資料27ページをご覧ください。第17条からは、現在の「長与町図書館の設置及び管理に関する条例」の内容を新施設に対応した形で整理して掲載しているものになります。

第17条は図書館の設置目的、第18条は教育委員会が管理を行うこと、第19条は図書館における事業、第20条は館長その他職員を置くこと、第21条は資料の貸出し手続き、第22条は資料を汚損した場合などの弁償等についてそれぞれ規定しています。

第23条は図書館協議会について、現行の協議会を踏襲することとしております。

そのほか、第24条では図書館の管理・運営、図書館協議会の組織・運営について必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとしています。

なお、この条例の施行日は開館に合わせ、令和9年4月1日とし、新図書館整備計画検討委員会及び現行の「長与町図書館の設置及び管理に関する条例」は、同時に廃止することとしています。

以上が、本議案の主な内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第8号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

○荒木教育次長

次第6. その他の議事でございます。（1）令和8年度予算、主要な施策について、ご説明申し上げます。

3月開会の長与町議会定例会において議案上程が予定されております「令和8年度一般会計予算（案）」につきまして、主な内容をご説明申し上げます。

昨年度は、一般会計予算全体の歳入・歳出額もお示ししておりましたが、今年度は少し早い段階での説明となります関係上、教育委員会分のみご説明いたします。

資料31ページをお願いします。

この表は、令和8年度の教育委員会関係歳出予算を科目ごとに集計したもののになります。

一番下の「教育委員会歳出合計」を見ていただきますと、令和8年度の予算総額は、人件費を含め15億8,538万1千円となっています。令和7年度が19億9,921万5千円でしたので、前年度と比較して4億1,383万4千円、20.7%の減額となっております。

なお、この表には計上がございませんが、今年度3月の補正予算において、長与第二中学校の体育館改修事業費約2億円を前倒し計上しておりますので、実質的には約2億円の減額とご理解いただければと思います。

特徴的なものとして、新たに「義務教育学校費」を創設し、高田学園に係る経費を「小学校費」「中学校費」から分けて計上しております。

そのほか、「小学校費」「中学校費」では令和7年度に実施した2nd GIGAに関する経費や校舎等整備工事費分が大きく減額となった一方、「図書館費」では新図書館の開館準備に係る運搬費、新システムや備品・書籍に係る経費などが増額となっております。

32ページをお願いします。令和8年度における主な事業でございます。まず教育総務課です。

5款1項1目 勤労青少年ホーム管理費から10款8項2目 体育施設管理費までの「公共施設LED整備事業」は、各施設の照明器具をLED照明器具に取り替えることにより、消費電力削減に伴う温室効果ガスの削減及び維持管理経費の削減を図るものです。

次に、5款1項2目 働く婦人の家管理費の「屋根防水及び外壁改修事業」は、老朽化に伴う改修工事にかかる設計業務でございます。

次に、10款3項1目 中学校管理費の「クラブハウス解体及び物置設置工事」は、老朽化した長与第二中学校のクラブハウスの解体工事とそれを代替する倉庫の設置工事を行うものです。

同じく「長与中学校校舎屋上防水事業」は、老朽化に伴う防水工事にかかる設計業務でございます。

次に、10款8項2目 体育施設管理費の「町民体育館外壁改修事業」と

「町民体育館空調設備改修事業」は、老朽化に伴うそれぞれの改修工事にかかる設計業務でございます。

同じく「運動公園広場遊具新設事業」は複合遊具の新設、「天満宮公園長寿命化対策事業」はトイレ及びバックネットの改修工事を行うものでございます。

次に、10款8項3目 学校給食費の「スチームコンベクションオープン導入事業」は、共同調理場に増設することにより、安定的で効率的な作業環境を確保し、児童生徒にとって安全安心な学校給食環境の整備を行うものです。

次の10款3項1目 中学校管理費「長与第二中学校体育館改修事業」は、老朽化に伴う屋根・外壁・床の改修工事で、先ほど申し上げたとおり3月の補正予算として前倒し計上しております。

つづいて33ページ学校教育課です。

10款1項2目 事務局費の「ICT教育環境整備備品購入事業」は、GIGAスクール構想における通信環境整備のための認証アプライアンス装置及び校務支援システム用のサーバーを購入するものです。

次に、10款2項1目 小学校管理費 及び10款4項1目 義務教育学校管理費の「体育専科指導員配置事業」は、平日も含めた部活動の地域展開等を加速化するため、平日3日間の中学校の部活動指導を担うとともに、小学校及び義務教育学校前期課程の高学年における体育科の専科指導を担う指導員を配置するもので、全額国の補助金を見込んでいます。

次に、10款8項3目 学校給食費の「学校給食費管理事業」は、学校給食の安定供給に資するため、学校給食費の管理及び給食用物資の契約・発注業務等の執行管理を行うものです。なお、令和8年度は、小学校及び義務教育学校前期課程の児童の学校給食費については国からの負担軽減交付金により保護者負担はなく、中学校及び義務教育学校後期課程の生徒については物価高騰対応臨時交付金の活用により保護者の負担軽減を図ることとしております。

最後に生涯学習課です。

10款7項3目 図書館費の「図書購入費」は、新図書館開館前に集中的に蔵書の更新を行うことで、図書の充実および新鮮度の向上を図るものです。

また、「図書館システム導入業務」は、現行システムのサポート終了を機に、利用者の利便性向上、業務の効率化、公民館等施設とのネットワーク構築を目的とした新たな図書館システムを導入するものです。財源の一部に、事業費の約2分の1の額の補助金を見込んでいます。

次に、8項1目 保健体育総務費の「地域スポーツ活動推進事業」は、部活動地域展開が改革実行期間へ移行することに伴い、地域クラブ活動の体制整

備、活動の充実、安定的な運営に資するための支援を行うものです。これについては、国・県とともに支え合う仕組みが創設されたことから、事業費の約3分の2の額の補助金を見込んでおります。

以上が令和8年度予算と、主な事業でございます。今の内容について、ご質問等ございませんでしょうか。

そのほか、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

事務局より何かありますか。

ないようでしたら、これをもちまして本日の定例教育委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。